

千葉県報

号外
令和6年12月10日

主要目次

訓令

○ 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

一

訓

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十号

本庁
出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一業務課の項第七号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に
改め、同号部長専決事項の欄イ中「（大麻研究者に係るものを除く。）」を削り、同欄に
次のように加える。

ロ 第十二条の三第一項の規定による免許の取消し又は栽培の中止の命令に関するこ
と。

ハ 第十二条の三第二項の規定による登録の抹消に関すること。

別表第一業務課の項第七号課長専決事項の欄イを削り、同欄ロ中「に規定する」を「の
規定による」に改め、同欄中ロをイとし、ハを削り、同欄ニ中「第十四条」を「第十一
条」に改め、同欄中ニをロとし、同欄に次のように加える。

ハ 第十二条第二項の規定による廃棄に関すること。

ニ 第十二条の二第二項の規定による報告に関すること。

ホ 第十二条の四第二項の規定による免許の取消しに関すること。

ヘ 第十二条の四第四項の規定による登録の抹消に関すること。

附則

この訓令は、令和六年十二月十二日から施行する。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八